

退会に関すること

退会の手続きについて

- ① 退会届を県薬事務局へご提出ください。
- ② 未納会費等がある場合は振込用紙を返送させていただきますので、未納会費のお支払いをお願いします。

手続きにあたって

- ・ 会員資格は退会の届出がない限り毎年自動継続されます。そのため、退会を希望される場合、必ず退会届を提出してください（様式はホームページからダウンロードできます。記名押印した原本をご提出ください）。
- ・ 届出日を遡っての退会手続きはできません。即日退会を希望の場合は、退会届の到着日が退会日となります。
- ・ 本会の事業年度および会計年度は4月1日～3月31日です。4月1日現在で本会在籍の方は、その年度の会費が発生しますのでご注意ください。
- ・ 退会された方の名簿は本会会報誌に掲載されます。掲載を希望されない場合は、退会届に記入しお知らせください。

会費について

会費納入前に退会の届出をされた方につきましては、日本薬剤師会の年会費（A 会員：18,000 円、B 会員：7,000 円）と熊本県薬剤師会の月割りの会費（1～15 日までに退会の場合：前月までの会費、16 日以降に退会の場合：当月までの会費）をお支払いいただきます。

お支払い方法につきましては、上記②に記載のとおり退会届をご提出の後に返送される振込用紙からお支払いください。

- ・ 納入済みの会費は返金できません。
- ・ 年度途中で熊本県薬剤師会を退会し、他の都道府県薬剤師会に入会される場合は、熊本県でその年度の日本薬剤師会会費を納入済みであることをお伝えください。

退 会 届

氏 名			
業務所又は 勤 務 先	名 称		
	所 在 地		
退会の理由			
退会年月日	年	月	日

上記により退会の届出をします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 様

伺い：本書により手続きしてよろしいか。							
会 長	専務理事	事務局長	次 長	係 長	主 任	係 員	受付日付印